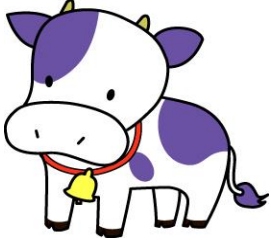


入間川中だより

狭山市立入間川中学校
令和3年1月8日号
発行者 関根保子
感染防止策徹底号

2021 あけましておめでとうございます



コロナ禍ではありましたが、狭山の地域は天候に恵まれ、穏やかな新春の日差しが降り注ぐ新年でした。各ご家庭ではそれぞれのお正月をすごされたことと思います。1月は年の始めであり、まとめの学期の始まりでもあります。この節目を生かして、新たな気持ちで3学期の目標を掲げ、全校生徒が次の学年への進級の準備期間としてしっかり過ごしていけますよう、保護者の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

私のこの3学期の目標は「命」をテーマに、かけ替えの無い命の尊さ、自他の命を大切にすること、生きていることへの感謝の思いなどを様々な形で伝えていこうと考えています。

★入間川中3学期スタートの感染拡大予防対策★

- 《健康チェック》 1月8日(金)～15日(金) 8:00～昇降口にて学年別に健康チェック
*朝部活はありません。
*必要事項の記入漏れがなく、健康であることが確認でき次第教室に入ります。
- 《カードの記入》 *印漏れ、記入漏れ、検温忘れのないようにお願いします。
*同居家族全員の健康状態の記入をお願いします。
- 《保護者への連絡》 *印漏れ、記載内容の漏れは家庭に連絡し、健康状態の確認を取ります。
*保護者に、本人と家族の健康状態の確認が取れてから教室に入ります。
*ご自宅または携帯に連絡して、連絡が取れない場合は勤務先、または緊急連絡先に連絡させていただきますことを予めご了解ください。

緊急事態宣言も発出され、しばらくは緊張が続きます。報道によると、家族内感染が多いこと、20～30代の若い世代の感染者が激増している現状とのことです。生徒の兄、姉を含め家族全員の健康状態が万全であれば学校においてクラスターの発生を防ぐことができます。教職員も毎日健康チェックをしております。学校と家庭が協力して全校生徒、保護者、家族、全教職員が元気に過ごせますよう、今後とも健康チェックは生徒任せにせず、保護者が必ず確認をして学校へ送り出させていただきますようお願いいたします。朝のお忙しいところとは存じますが、くれぐれも保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



裏面には市教育委員会からの通知文を掲載しましたので必読をお願いします。

《1月のおもな予定》



- 9(土) 土曜授業日、冬休み明けテスト
(国・社・英)
- 11(月) 成人の日
- 12(火) 学年朝会、給食開始、冬休み明けテスト
(数・理)
- 13(水) 集金日、川中タイム
- 14(木) 専門委員会

- 19(火) 学校朝会、
- 20(水) 川中タイム
- 21(木) 専門委員会
- 22(金) 私立高校入試開始
- 26(火) 生徒朝会
- 27(水) 川中タイム
- 28(木) 1年県政出前講座⑤⑥



事務連絡
令和3年1月8日

保護者様

狭山市教育委員会
狭山市立入間川中学校
校長 関根 保子

緊急事態宣言に伴う対応について

保護者の皆様におかれましては、冬季休業中のご家庭での感染予防対策につきまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。引き続き、今学期も学校の教育活動に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上での、児童生徒の学びの保障のためご理解、ご協力をお願いいたします。

さて、東京都を中心とした新型コロナウイルス感染拡大が深刻化している中、政府は1月7日に緊急事態宣言を発出しました。前回の緊急事態宣言とは異なり、小中学校への一斉休校は要請されておられません。同様に埼玉県教育委員会からも小中学校の一斉休校の要請はされておられません。そこで、狭山市教育委員会としては、市立幼稚園及び市立小中学校は、感染拡大防止対策を徹底しながら教育活動を継続することといたしました。

つきましては、市立幼稚園及び市立小中学校では、日々の健康観察の徹底や手洗い、適切な換気、マスクの着用、3密の回避を図り、感染予防の更なる徹底をしてまいります。なお、今後の感染状況によっては、さらに強化した感染拡大防止対策を講じる場合があることをご承知おきください。

ご家庭には、引き続き以下の対応についてご理解ご協力をお願いします。

ご家庭へのお願い

1. 登校前に必ず健康観察を行ってください。健康観察の結果、児童生徒に発熱等風邪の症状（健康観察票の症状）が見られるときは、登校させないでください。

- 解熱後24時間を経過し、かつ風邪の症状が改善していたら登校することができます。その間は「出席停止」となります。

2. 同居の家族に風邪症状（健康観察表の症状）が見られる場合も、登校させないでください。

- その間は、児童生徒は「出席停止」となります。
- なお、医師の判断が出ている場合には、医師の指示に従ってください。
- 家庭内でもマスクをすることで、家庭内感染を防ぐことにつながります。

3. 児童生徒が濃厚接触者であることがわかったときは、登校させないでください。

- 濃厚接触者は、保健所が判断します。
- 濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止となります。登校については、2週間後の状況により判断しますので、学校や保健所等に相談してください。

4. 児童生徒及び教員の中で罹患者が発生した場合は、学級閉鎖等を実施します。

- 登校については、学校から家庭に連絡します。
- 罹患者や濃厚接触者等は、医師や保健所から、登校の許可があるまで出席停止となります。

5. 家庭内でも手洗いの徹底と適切な換気、保湿、可能な限りマスクの着用をお願いします。

6. 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかに帰宅するようご協力をお願いします。